

収容人員の算定方法

収容人員は、実際の人数ではなく、法令で定められた算定方法に基づいて算出した人数になります。

下記の表以外の用途については、消防署にお問い合わせください。

主な用途	算定方法
飲食店 【消防法の用途：3項口】	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数 イ 固定式のいす席を設ける場合は、当該いす席の数 長いす式のいす席は、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数 ロ その他の部分は、床面積を3㎡で除して得た数 ※ 3項口の場合は、1未満の端数は切り捨てて算定する。
物品販売店舗 【消防法の用途：4項】	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 従業者以外の方が使用する部分は、次のイ及びロによって算定した数の合計数 イ 飲食又は休憩場所として使用する部分は、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 ロ その他の部分は、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数 ※ 4項の場合は、1未満の端数は切り捨てて算定する。
診療所・クリニック（外来のみ） 【消防法の用途：6項イ③】	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数 ※ 6項イ③の場合は、1未満の端数は切り捨てて算定する。
事務所 【消防法の用途：15項】	従業者の数と、従業者以外の方が使用する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算する。 ※ 15項の場合は、1未満の端数は切り捨てて算定する。